

## 資料 1 佐渡市地域自立支援協議会開催要綱

平成 26 年 4 月 1 日

告示第 108 号

改正 平成 28 年 3 月 24 日告示第 69 号

佐渡市地域自立支援協議会設置要綱(平成 20 年佐渡市告示第 49 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この告示は、佐渡市に住所を有する障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が、地域で安心して生活できるよう支援し、自立と参加を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、佐渡市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を開催することに関して必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 障害者等のニーズ、各種サービスの充足状況及び問題点の把握に関すること。
- (2) 援助が困難な事例に対応するため、必要とされる関係機関とのサービスの調整及びネットワークの構築に関すること。
- (3) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の評価に関すること。
- (4) 地域の障害福祉に係る社会資源の開発又は改善に関すること。
- (5) 佐渡市障がい者計画並びに佐渡市障がい福祉計画の作成及び具体化に関すること。
- (6) 専門分野別関係者への提言に関すること。

- (7) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、障害者等の福祉のため必要な事項  
(平 28 告示 69・一部改正)

(参加者)

第 3 条 市長は、次に掲げる者のうちから、おおむね 20 人程度協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 医療機関を代表する者
- (2) 障害福祉サービス事業者を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(座長)

第 4 条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めるものとする。

- 2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 6 条 市長は、特定の事項に関して協議を行うため、協議会の専門部会を開催することができる。

- 2 専門部会の参加者は、市長が必要と認める者とする。

(開催期間)

第7条 協議会の開催期間は、おおむね3年間を目途とする。

(開催通知)

第8条 市長は、協議会の開催日時、開催場所、協議案件その他重要な事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第9条 協議会の参加者及び関係者は、この協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会が終了した後も、同様とする。

(運営)

第10条 協議会の運営は、社会福祉課において行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、協議会の運営に関係機関を参加させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日告示第69号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

資料 2

佐渡市地域自立支援協議会構成機関

佐渡市地域自立支援協議会 本会						
総合企画部会（構成機関：佐渡市、各専門部会庶務担当機関、佐渡地域振興局健康福祉環境部）						
知的・身体障がい部会	就労支援部会	精神障がい部会	権利擁護部会	ひきこもり支援部会	療育支援部会	相談支援部会
岩の平園	佐渡市身体障がい者福祉協議会	真野みずほ病院	県弁護士会	NPO法人エコーひびき佐渡	佐渡総合病院	はまなすの家
第二岩の平園	佐渡市手をつなぐ育成会	さわやか	司法書士会佐渡支部	アントレプレナー	杉っこクラブ	<b>こもれば</b>
愛らんど畑野	佐渡地域精神障害者家族連合会	相川岩百合	佐渡西警察・佐渡東警察	佐渡地区高等学校長会	自閉症を考える親の会（リトルマーチ）	さど
愛らんど新穂	こもれば	サウスクラブ	岩の平園	佐渡地域振興局健康福祉環境部	佐渡ことば・こころの教室	愛らんど
愛らんど相川	まつはらの家	佐渡地域精神障害者家族連合会	第二岩の平園	佐渡市教育委員会	新潟県立佐渡特別支援学校	障がい者就業・生活支援センターあてび
<b>こもれば</b>	あんずの家	老介護とき	はまなすの家	同津支所福祉保健係	佐渡市教育委員会	佐渡地域振興局健康福祉環境部
まつはらの家	はまなすの家	ふれあい福祉会	こもれば	相川支所福祉保健係	佐渡市教育委員会	新潟県新星学園
あんずの家	さわやか	佐渡市社会福祉協議会（住宅介護）	さど	羽茂支所福祉保健係	新潟県中央福祉相談センター	子ども若者相談センター
チャレンジ立野	愛らんど相川	佐渡市地域包括支援センター	愛らんど	佐渡市市民生活課健康推進室	新潟県新星学園	佐渡市社会福祉課
<b>はまなすの家</b>	愛らんど畑野	<b>さど</b>	佐渡市社会福祉協議会	佐渡市社会福祉課	<b>子ども若者相談センター</b>	
そよかぜ	愛らんど新穂	こもれば	佐渡市社会福祉協議会 成年後見センター	佐渡市社会福祉課	佐渡市市民生活課健康推進室	
佐渡市身体障がい者福祉協議会	相川岩百合	佐渡地域振興局健康福祉環境部	佐渡地域振興局健康福祉環境部	佐渡市社会福祉課	佐渡市市民生活課健康推進室	
佐渡市手をつなぐ育成会	チャレンジ立野	佐渡市社会福祉課	佐渡市高齢福祉課	子ども若者相談センター		
佐渡市社会福祉協議会	サウスクラブ	佐渡市高齢福祉課	佐渡市社会福祉課	<b>佐渡市社会福祉課</b>		
障がい者相談員	佐渡総合病院	佐渡市市民生活課健康推進室	佐渡市身体障がい者福祉協議会	佐渡市手をつなぐ育成会		
自閉症を考える親の会（リトルマーチ）	真野みずほ病院	同津支所福祉保健係	佐渡市市民生活課健康推進室	佐渡市精神障害者家族連合会		
重症心身障害児（者）を守る会佐渡分会	新潟県新星学園	相川支所福祉保健係	佐渡市市民生活課健康推進室			
新潟県立佐渡特別支援学校	佐渡公共職業安定所	羽茂支所福祉保健係	障がい者就業・生活支援センターあてび			
新潟県中央福祉相談センター	佐渡市社会福祉協議会	障がい者就業・生活支援センターあてび	サービス利用者			
佐渡市社会福祉課	<b>障がい者就業・生活支援センターあてび</b>					
新潟県新星学園	新潟県立佐渡特別支援学校					
佐渡地域振興局健康福祉環境部	新潟県立佐渡特別支援学校PTA					
	新潟県中央福祉相談センター					
	佐渡市社会福祉課					
	佐渡地域振興局健康福祉環境部					

※網掛けは庶務（事務局）担当機関等になります。

※各専門部会参加構成機関は、課題等により必要な機関の追加等を行う場合があります。

## 資料 3

## 佐渡市地域自立支援協議会参加者名簿

No.	所 属 等	職 名	氏 名	備 考
1	佐渡市教育委員会	教 育 長	渡邊 尚人	
2	真野みずほ病院（佐渡医師会）	事 務 局 長	市川 一之	
3	社会福祉法人佐渡国仲福祉会	理 事 長	本間 攻	
4	佐渡公共職業安定所	所 長	倉又 学	
5	佐渡市身体障がい者福祉協議会	副 会 長	椿 淳一郎	
6	佐渡総合病院（佐渡医師会）	副 院 長	岡崎 実	
7	新潟県佐渡地域振興局健康福祉環境部	部 長	神山 恒夫	
8	社会福祉法人佐渡福祉会	理 事 長	弾正 佼一	
9	社会福祉法人しあわせ福祉会	常 務 理 事	山田 秀夫	
10	佐渡市手をつなぐ育成会	会 長	佐藤 美恵子	
11	佐渡地域精神障害者家族連合会	会 長	山本 紀美代	座 長
12	佐渡連合商工会	副 会 長	村川 一嘉	
13	佐渡市民生委員児童委員協議会	理 事	清水 英次	
14	新潟県立佐渡特別支援学校	校 長	杉坂 芳文	
15	社会福祉法人とき福祉会	理 事 長	末武 正義	
16	社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会	事 務 局 長	細木 寅雄	
17	佐渡市障がい者相談員	代 表	信田 恵子	

(平成30年3月現在)

#### 資料 4 佐渡市障がい者計画及び障がい（児）福祉計画策定の経緯

年月日	内 容
平成 29 年 7 月 27 日	第 1 回佐渡市地域自立支援協議会 (1) 第 2 次障がい者計画実績状況評価及び次期計画の目標について (2) 第 4 期障がい福祉計画数値目標達成状況評価表について (3) 各計画作成に係るアンケートの実施について
平成 29 年 8 月	障がい者（児）福祉に関するアンケート調査実施 (1) 調査対象者 市内の各障がい手帳所持者、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当受給者 (2) 母数 計 3,935 人 (3) 抽出方法 全数調査 (4) 調査方法 郵送法
平成 29 年 11 月 28 日	第 2 回佐渡市地域自立支援協議会 (1) 障がい者（児）福祉に関するアンケート調査集計結果（速報値）について (2) 各計画策定の素案検討について
平成 30 年 1 月 15 日	第 3 回佐渡市地域自立支援協議会 (1) 各計画策定の素案検討について (2) パブリックコメントの実施について
平成 30 年 1 月 19 日 ～平成 30 年 2 月 19 日	意見公募（パブリックコメント）の実施 (1) 閲覧場所 社会福祉課（市所本庁舎）、各支所・各行政サービスセンター・各連絡所、中央図書館、各地区教育事務所の窓口及び市ホームページ (2) 応募方法 閲覧場所窓口への直接提出、FAX、郵送、市ホームページ応募専用フォームへの送信
平成 30 年 3 月 2 日	第 4 回佐渡市地域自立支援協議会 (1) 計画に係る意見公募（パブリックコメント）における意見の概要と市の考え方について (2) 計画の承認

## 資料 5 市内各障がい者団体等ヒアリング概要

計画策定にあたり、以下の障がい福祉サービス等提供事業者及び障がい者団体等に対して課題や現状把握等のため、ヒアリングを実施しました。

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| ・社会福祉法人佐渡福祉会      | ・ハローワーク佐渡           |
| ・社会福祉法人とき福祉会      | ・障がい者就業・生活支援センターあてび |
| ・社会福祉法人しあわせ福祉会    | ・佐渡市身体障がい者福祉協議会     |
| ・社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会 | ・佐渡市手をつなぐ育成会        |
| ・社会福祉法人佐渡国仲福祉会    | ・佐渡市各地区精神家族会        |
| ・一般社団法人アフタースクール   | ・佐渡市内一般企業（障がい者雇用企業） |
| ・特定非営利活動法人立野福祉会   |                     |

### 人材の確保・育成

- ・支援員、看護師等の人材確保難
- ・有資格者の更なる育成が必要

### 地域生活への移行

- ・各就労移行支援事業所の地域移行率の向上
- ・障がい重度者の就労先が少ないため、就労できる場の拡大が必要
- ・市内企業等への障がい者雇用促進が必要

### 支援者の高齢化、障がいの多様化・重度化

- ・親亡き後の障がい者への支援
- ・障がいの多様化（重複障がい、触法障がい者等）による職員の対応力
- ・ひきこもりの方へのアプローチ方法の工夫検討

### その他

- ・各障がい者団体の会員減少、新規会員獲得への働きかけ方法の工夫検討

## 資料 6 用語

### 【あ行】

#### アウトリーチ

直訳では「手を指しのばす」の意。地域で支援を必要とする状況にありながら専門的サービスに結びつきにくい人のもとに、専門家側が出向いて支援するサービス。

#### 意思決定支援

知的障がいや精神障がい等で意思決定に困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい（と思う）意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障がい者を支援する者が行う支援の行為及び仕組み。

#### SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。

#### オストメイト

人工肛門（消化管ストーマ）や人工膀胱（ウロストーマ）の保有者。

### 【か行】

#### 介護保険給付

介護保険制度が要介護等認定を受けた被保険者に支給するサービスの通称。後述「介護保険サービス」を参照。

#### 介護保険サービス

介護保険制度により要介護等認定を受けた被保険者が受給できるサービスの通称。要支援1及び要支援2を対象とした予防給付と、要介護1～要介護5を対象とした介護給付がある。



## **キャリア教育グランドデザイン**

キャリア教育とは「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」のことであり、その全体構想。

## **ケアマネジメント**

保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。特に介護保険においては、「居宅介護支援」として、要介護認定を受けた被保険者が介護保険サービスを受給するために必要なケアプランの作成や、介護に関する相談、手続き、調整等の支援サービスをいう。

## **合理的配慮**

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきもの。合理的配慮をしないことは、障害者差別解消法で禁じられている差別にあたる。

## **【さ行】**

### **佐渡授産ネットワーク**

市内障がい福祉施設が相互理解と協同活動の推進のためのネットワーク。

### **サービス等利用計画**

指定相談支援事業者（指定特定相談支援事業者または指定障害児相談支援事業者）が、障害福祉サービス等の利用を希望する障がい者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するもので、サービス利用者を支援するための総合的な支援計画。

### **児童発達支援センター**

障がい児に対して日常生活における基本的動作の指導や、集団生活への適応訓練を行う施設。

## **障害者支援区分**

障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分。

## **障がい者就業・生活支援センター**

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関。

## **障害福祉サービス**

障害者総合支援法に基づいて障がい者や難病患者を対象に行われる支援の総称。日常生活の介護支援を行う「介護給付」と自立生活や就労を目指す人を支援する「訓練等給付」に大別される。

## **情報アクセシビリティ**

パソコンやWebページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障がい者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。

## **ジョブコーチ**

職場適応援助者の別称。障がい者が一般の職場に適応し定着できるように、障がい者、事業主及び障がい者の家族に対して人的支援を行う専門職。

## **自立支援医療制度**

精神疾患や特定の身体障がいなどで通院による治療を続ける場合に、医療費の自己負担を軽減する制度。

## **自立支援給付**

在宅で訪問によって受けるサービス、施設への通所や入所を利用するサービス、また自立促進のための就労支援など利用者の状態はニーズに応じて個別に給付されるサービスの総称。

## 【は行】

### パブリックコメント

直訳では「公衆の意見」。公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。

### ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるように支援する保護者向けのプログラム。

### 放課後児童クラブ

放課後児童健全育成事業の通称。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業。

### ボランティアセンター

ボランティア活動の推進機関の総称。社会福祉協議会などに設置されている。

## 【ま行】

### メタボリックシンドローム

内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい病態。

### モニタリング

直訳では「監視すること」あるいは「観察し、記録すること」。福祉分野においては、ケアプランに照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、介護提供者の活動と利用者の生活を見守ることで、ケアマネジメントの一過程に位置する。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

年齢や身体能力に関わらずすべての人に適合するデザインのこと。

第3次佐渡市障がい者計画  
第5期佐渡市障がい福祉計画  
第1期佐渡市障がい児福祉計画

発 行	平成30年3月
企画・編集	新潟県 佐渡市 市民福祉部 社会福祉課 新潟県佐渡市千種 232 番地
TEL	(0259) 63-5113
FAX	(0259) 63-5121
H P	<a href="https://www.city.sado.niigata.jp/">https://www.city.sado.niigata.jp/</a>